

日時・場所	令和2年5月11日（月）8時45分～ 第1委員会室
出席者	山仲市長、西村教育長、田中議会事務局長、川端政策調整部長、市木総務部長、長尾市民部長、吉田健康福祉部長、赤坂健康福祉部政策監、三上都市建設部長、武内環境経済部長、杉本教育部長、遠藤会計管理者、川尻政策調整部次長、北協広報秘書課長、事務局（企画調整課）

1. 市長指示事項

- ・新型コロナウイルスの対策では色々取り組んでもらっているが、本格的に年度が始まっているので、コロナ対策にかかりきりになることなく、通常業務もきちんと位置付けて取り組むようにして欲しい。
- ・特別定額給付金についても総務部を中心に進めてもらっているが、どこの自治体が給付手続きが早い等、実質的には国が追い立てているような状況となっている。本市では、まずは生活が厳しい状況の方へ必要な手当てがきちんと渡るようにした上で、特別定額給付金を正確にお渡しすることとしている。他の自治体に比べて遅いという声が入って来るかも知れないが、公表したスケジュール通りの確に取り組んでもらいたい。

2. 議題

① 第1次野洲市総合計画－改訂版－ 令和2年度ロードマップ・令和元年度実績評価について
令和2年度ロードマップ・令和元年度実績評価がまとまったので報告する。67事業中59事業が計画通り進捗しており、概ね順調に事業が進んでいると評価できる。令和2年度からは新規の1事業を加え、65事業となる。

② 令和3年4月1日付け 市立野洲病院職員採用について

令和3年4月1日付けの市立野洲病院採用予定人数について、計画が決定したため報告する。計24名程度の採用を計画している。採用予定日は令和3年4月1日であるが、採用内定後勤務出来る方については、採用を早めることを考えている。看護師（新卒）については、第1日程での採用結果を見て、第3日程にて二次募集を行う予定である。

③ 令和3年4月1日付け 市職員採用について

令和3年4月1日付けの職員採用予定人数について報告する。専門職を含めて計26名程度の採用を計画しており、市立病院職員の採用は別計画としている。

→現場からは人材不足であるとの声が多いが、総合調整会議では採用を抑制すべきとの意見が出ており、矛盾していないか。

→以前は、定員管理計画の中で効率化を図って職員数を抑制してきたが、第二次及び現行の第三次計画では増やす方向で進めてきた。今年度策定する来年度以降の次期計画においても、若干数増やす方向で考えている。意見にあったとおり、財政計画のシミュレーションを含めて、財政担当部局と協議して進めていきたい。

→現状の職員数は何名となっているのか。

→病院事業を除いて、定員管理計画上は445名だが、現行人員は448名となっている。条例の定数では476名の定員となっている。

→各分野で専門職が必要であり、経常経費である人件費のシミュレーションをした上で、も

う一度適正人数を算出する必要がある。現場からの人材不足であるという意見と、採用数を抑制すべきとの意見の両方を見ながら議論してもらいたい。

→今後、どれだけの人件費が増えていくかを示して欲しいという立場から意見した。本来は計画が先にあるの職員採用ではないかと考える。

→職員の間に関心やフラストレーションが溜まらないような形で、次の計画の中できちんと整理して欲しい。

④ 委任専決処分報告について

3件の委任専決処分について報告する。1点目は、三上保育園解体工事の工事請負契約において、受注者に損害が発生したことから、費用負担について相手方と和解し、損害賠償の額を定めたこと。2点目は、三上保育園解体工事実施設計業務委託における瑕疵により発生した市への損害に対し、相手方と和解したこと。3点目は、令和2年2月22日に市道野洲川左岸線において発生した舗装陥没による車両破損事故に対し、相手方と和解し、損害賠償の額を定めたことである。

⑤ 野洲市税条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止措置が納税者に及ぼす影響を緩和する特例措置として、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことにより、野洲市税条例について所要の改正を行い、法律の公布日と同日に専決処分を行う。

→軽自動車税の環境性能割を課さないことに対する代替措置はあるのか。

→昨年の消費税率の改定に伴う消費の落ち込みをカバーするため、一定の非課税期間が設けられているが、今般のコロナの影響を受けて、これを半年延長されるものである。この地方税減収分については、別途減収補填特例交付金にて補填されるが、この措置も同様に延長される。

⑥ 野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方等に対して、国民健康保険税の免除等の支援を行うとされたことを踏まえ、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する。なお、遡及適用が必要とされていること、また、即座に減免申請が受けられるよう条例整備しておく必要があることから、公布の日から施行するものとする。

⑦ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急支援策 ～3つの生活支援緊急給付金～

実績及び現状報告

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う3つの生活支援緊急給付金について、その実績と現状を報告する。1つ目の生活支援緊急給付金については、児童扶養手当又は就学援助費の受給世帯1世帯に3万円を子1人につき1万円を加算して給付するものだが、347世帯、子ども508人に支給する予定である。

2つ目の生活福祉資金については、生活福祉資金の申請者に対し、つなぎ資金として3万円を給付するものだが、申請者9人と遡及分42人の計51人に支給予定である。

3つ目の生活支援緊急給付金については、住居確保給付金の基準に該当する人であって、申請時点では対象外となる人に対して給付するものだが、申請1件、相談4件を受け付けている。

5月8日時点における3つのメニュー合計の執行予定額は17,224,618円である。

⑧ 野洲市コミュニティバスの路線再編について

バスの保管場所や運行管理室を含めたバス拠点由市役所から総合体育館に移設するとともに、令和2年7月中旬に野洲市健康スポーツセンターが開設すること、また、市民の方の要望等を受けて、野洲市コミュニティバスの路線再編及びダイヤ改正を行う。また、改正時期については、令和2年7月中旬に予定している野洲市健康スポーツセンターの開設と同日とする予定である。

⑨ 野洲市都市計画マスタープラン 市民アンケート調査の実施について

野洲市都市計画マスタープランを見直すにあたり、地域の魅力や現状の問題点、地域の将来像についての意見等を把握し、本計画の地域別構想案作成のための基礎資料を得ることを目的に市民アンケート調査を実施する。実施期間は令和2年6月1日（月）から6月19日（金）までとし、調査方法については郵送によるアンケートとWebアンケートの2つを予定している。アンケートの内容については、ワーキンググループ会議にて議論してもらう。

⑩ 全員協議会への提出事項

5月19日（火）開催の全員協議会に報告事項10件、連絡事項5件を提出する。資料は5月14日（木）までに提出願う。

→報告事項にある「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」については、庁議に付議できていないが、先週の部長会議でその他事項として説明した際に配布した国の説明資料を抜粋して提出する予定をしている。これに加え、現在集約している交付金事業に係る資料を、県へ申請した内容で当日配布したいと考えている。なお、当日配布する資料については、18日の部長会議に付議する予定である。

3. その他伝達事項

○ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る事業については、本日17時を締切としているので、提出に遅れがないようお願いする。また、各事業に係る市長ヒアリングについて、明日12日の13時より応接室にて行うため、各部長の出席をお願いする。（政策調整部）
→計画を策定して6月議会の最終日に提案する予定となっているが、急ぐ必要がある事業については専決とするため、その振り分けも含めて本日中に報告願う。

○ 国では、14日に新型コロナウイルスの緊急事態宣言を一部地域で解除するとの報道もあるが、県内でも施設を再開するところが出てきているのか。
→県立施設についてはまだ報告は受けていない。他の市町の状況については確認する。
→本市の方針を変える必要はなく、慎重に対応すれば良いが、他の自治体が施設を再開すると、見解を問われることが想定されるため、本市の方針を明確に答えられるようにしておくこと。

4. 次回部長会議の予定

5月18日（月）8時45分～ 第1委員会室